

介護保険以外の 高齢者サービスも ご利用ください

介護保険の認定申請をした、おおむね65歳以上のひとり暮らしのかたなどが対象です。日常生活に関する支援・指導の必要なかたはご利用ください。

要介護認定で「非該当」と認定されたかたには...

ホームヘルパーを派遣します
調理、洗濯、掃除など家事のお手伝いをします。

利用回数：1日1回1時間未満で、週2回まで
利用料：1回153円

ショートステイが利用できます
一時的にお世話する必要がある場合に養護老人ホームなどに宿泊できます。

利用回数：6か月に7日まで
利用料：1日381円
ほかに食事代が1日760円

デイサービスが利用できます
デイサービスセンターでレクリエーションなどを行います。

利用回数：週2回まで
利用料：1回300円
ほかに食事や入浴などを利用する場合は、それぞれ350円

要介護認定で「非該当」「要支援」「要介護」と認定されたかたには...

援助員を派遣します

外出の付き添い、食材の買い物、庭の掃除や草取り、家屋の簡単な修繕などを行います。

利用回数：1日1回1時間以内で、月2回まで
利用料：1回120円

利用
申し込み

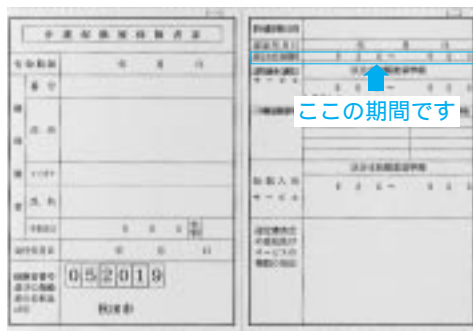
高齢福祉課 ☎(866)2095
または各在宅介護支援センターへどうぞ

上記以外のサービスや利用料の軽減措置がありますので、詳しくは高齢福祉課にお問い合わせください。



上新城道川の介護老人保健施設「あいぜん苑」で、施設サービスを利用する米田ヨシさん(93歳)。認定の有効期限が6月末で切れるため、認定の更新申請をし、5月29日、訪問調査を受けました。現在の要介護1から変化がないか判断する大切な資料になります。

「手の曲げ伸ばしはうまくいかしら」。少し緊張気味の米田さんに、調査員(写真左)がやさしく話しかけます。毎日のお世話をしている施設職員の島山真理子さんからもお話をうかがい、30~40分で調査は終わりました。



介護保険被保険者証

認定の有効期限が6月30日、7月31日のかたは、更新の手続きを介護保険のサービスを受けているかたの介護保険被保険者証には、認定の有効期間が書かれています。あなたの有効期限日はいつまでになつているか、ご存じですか。介護保険では、この有効期間が

切れる前に、認定の更新をしていただくことになっていきます。認定の有効期間は、その人によって違います。有効期限日が6月30日または7月31日となっているかたは、早めに更新の申請をしてください。手続きは、有効期限日の60日前からできます。

身体の状態が変わったら、いつでも変更申請を

また、身体の状態などが変わって、現在利用しているサービスが十分でない場合は、認定されている要介護区分の変更について、いつでも申請することができます。いずれも場合も、ケアマネジャーに相談するか、介護保険課へお問い合わせください。

介護保険課 ☎(866)2069